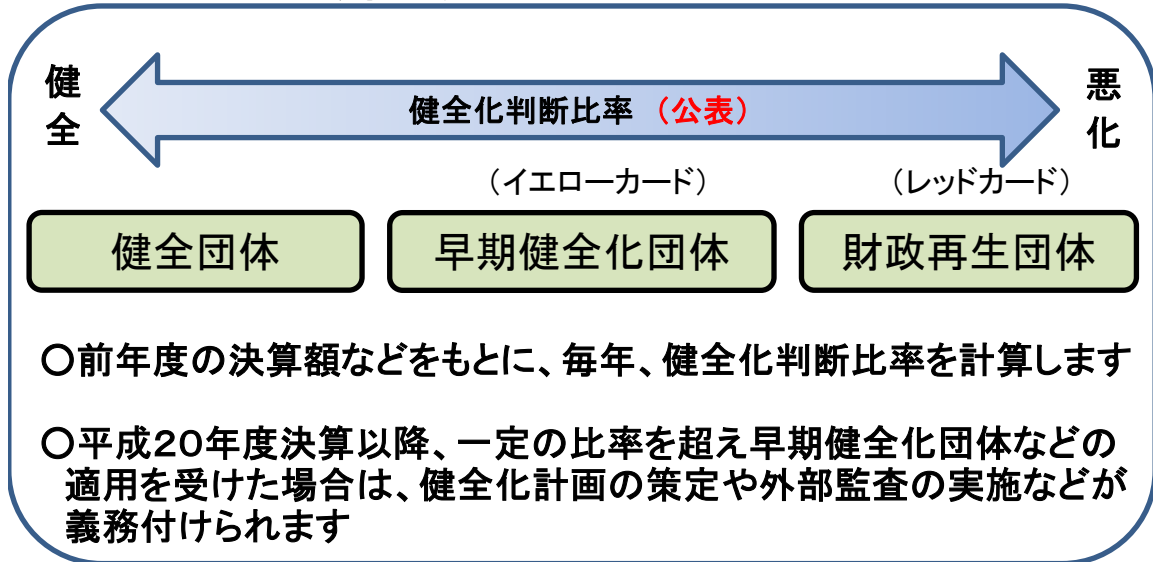


健全化判断比率・資金不足比率

■財政健全化法による比率の公表

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が、平成21年4月に全面施行されました。この法律では、地方公共団体の財政の健全度を示す4つの比率(健全化判断比率)と水道事業などの公営企業の経営状況を判断するための比率(資金不足比率)が定められ、この比率を議会に報告し、市民のみなさんに公表することとされています。

財政健全化法のイメージ



■算定結果

平成21年度決算額などをもとに、健全化判断比率と資金不足比率を算定した結果、下表のとおりすべての比率において早期健全化基準を下回りました。

(単位:%)

区分	守口市の比率		H21早期健全化基準(上段)	
	平成21年度	平成20年度	H21財政再生基準(下段)	
健全化判断比率	実質赤字比率	—	2.96	11.86 20.00
	連結実質赤字比率	8.65	11.71	16.86 40.00
	実質公債費比率	6.2	6.4	25.0 35.0
	将来負担比率	130.8	144.0	350.0

※実質赤字額が発生しないため、実質赤字比率は「—」と表示しています。

※将来負担比率の財政再生基準はありません。

(単位:%)

区分	守口市の比率		経営健全化基準
	平成21年度	平成20年度	
資金不足比率	水道事業	—	20.0
	公共下水道事業	—	

※資金不足額が発生しないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

○実質赤字比率

一般会計において約4億3千万円の実質黒字となり、実質赤字が解消されたため該当しません。

○連結実質赤字比率

国民健康保険事業会計において約39億4千万円の実質赤字となりましたが、一般会計の実質赤字が解消されるなど連結全体での実質収支が改善したことにより、平成20年度に比べ3.06ポイント改善しました。

○実質公債費比率

ここ数年の建設事業の抑制に伴う建設地方債残高の減少などにより、平成20年度に比べ0.2ポイント改善しました。

○将来負担比率

団塊世代職員の大量退職による退職手当負担見込額の減少や連結実質赤字額の減少などにより、平成20年度に比べ13.2ポイント改善しました。

○資金不足比率

水道事業、公共下水道事業ともに、資金不足額が生じなかったため該当しません。

用語解説

実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う一般会計の実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率	一般会計に加え、特別会計である国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、老人保健医療事業、公共下水道事業、水道事業の全会計における実質赤字額・黒字額または資金剰余额・不足額を対象とし、そのすべてを合算して算出された赤字額の標準財政規模に対する比率。つまり地方公共団体全体の実質的な赤字額を示す比率といえます。
実質公債費比率	一般会計の地方債・一時借入金の元利償還金や、下水道事業債などに対する一般会計からの繰出金などの元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)を含めた実質的な元利償還金の標準財政規模に対する比率。当該年度を含めた3年度の平均値を使用。
将来負担比率	一般会計が将来的に負担すべき、または負担する可能性のある地方債(借入金)、職員全員が年度末に退職したと仮定した場合の退職手当、土地開発公社への債務保証などの実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
資金不足比率	一般会計などの実質赤字にあたるもので、水道事業や公共下水道事業などの公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率。

※標準財政規模:その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる地方税、地方譲与税、地方交付税などの一般財源の規模を示す指標。本市の平成21年度標準財政規模は約291億3千万円。